

原議保存期間30年
(平成55年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

殿

警察庁丙捜一発第1号
平成25年3月8日
警察庁刑事局長

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の施行について

警察等が取り扱う死体の死因又は死体の身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「法」という。)が本年4月1日から施行されることに伴い、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令(平成25年政令第49号。以下「令」という。) 国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則(平成25年国家公安委員会規則第3号。以下「施行規則」という。) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示(平成25年国家公安委員会告示第6号。以下「告示」という。)及び現行の死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の全部を改正する死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。)が本日公布され、いずれも同年4月1日から施行されることとなった。

法、令、施行規則及び告示(以下「法等」という。)並びに改正規則の制定の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、これらの円滑かつ適切な施行に万全を期されたい。

記

第1 法制定の趣旨

従前、刑事訴訟法の規定に基づき死因又は身元が明らかにされる死体以外の警察が取り扱う死体については、主として死体の行政的な取扱方法を定めた死体取扱規則にその死因又は身元を明らかにするための措置がわずかに規定されているだけであった。しかしながら、このような取扱いを行った死体の中には、後に犯罪によるものであることが発覚したものも含まれており、こうした死体の死因又は身元を明らかにするための措置についても、法制化が望まれていた。

このような状況を踏まえ、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与すること等を目的とし、こうした死体に係る調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることを内容とする法が制定されたものである。

第2 法等の概要

1 目的等

(1) 目的

警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする（法第1条関係）。

(2) 礼意の保持及び遺族等への配慮

警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならないこととする（法第2条及び第3条関係）。

2 死因又は身元を明らかにするための措置

(1) 死体発見時の調査等

ア 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならないこととする（法第4条第1項関係）。

イ 警察署長は、アの報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体を除く。ウにおいて同じ。）の死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならないこととする（法第4条第2項関係）。

ウ イの調査に当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができることとする（法第4条第3項関係）。

(2) 検査

ア 警察署長は、2(1)アの報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、(ア)から(カ)までの検査を実施することができることとする（法第5条第1項及び令第1条関係）。

(ア) 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認

(イ) 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認

(ウ) 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物等に係る検査

(エ) 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量が増加する性質を有する物質に係る検査

(オ) 死亡時画像診断

(カ) (オ)のほか内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

イ アの検査は医師に行わせることとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない(ウ)の検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物

等を検出するものに限る。)については、警察官に行わせることができることとする(法第5条第2項及び令第2条関係)。

ウ イの国家公安委員会規則で定める簡易な器具は、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに薬物等を検出することができる器具を定めることとする(施行規則第2条関係)。

エ アの場合において、取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第229条の規定による検視があった後でなければ、アの検査を実施することができないこととする(法第5条第3項関係)。

(3) 解剖等

ア 警察署長は、ウの法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、取扱死体の死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができることとし、当該解剖は医師に行わせるものとする(法第6条第1項関係)。

イ アの解剖を実施するに当たっては、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき等一定の場合を除き、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならないこととする(法第6条第2項関係)。

ウ 警察署長は、国立大学法人、公立大学法人、学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であって、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、アの解剖の実施を委託することができることとする(法第6条第3項関係)。

エ ウの国家公安委員会が定める基準は、次のいずれにも該当することとする(告示関係)。

(ア) アの解剖を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。

(イ) アの解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。

(ウ) (イ)の医師によってアの解剖が実施されること。

(エ) アの解剖の実施に関する事務によって得られた情報が適切に整理保管されること。

オ (2)エは、アの解剖を実施する場合について準用することとする(法第6条第4項関係)。

カ ウの委託を受けた法人又は機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者であって、解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする(法第7条第1項関係)。

キ カに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする(法第15条関係)。

(4) 身元を明らかにするための措置

ア 警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができることとする(法第8条第1項関

係)。

イ アの措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除及び毛髪の抜取りについては、警察官に行わせることができることとする(法第8条第2項及び令第3条関係)。

ウ (2)エは、アの身元を明らかにするための措置について準用することとする(法第8条第3項関係)。

(5) 死体調査等記録書の作成

(1)イ、(2)ア、(3)ア又は(4)アのいずれかの措置をとったときは死体調査等記録書を作成し、その後、新たな調査等を実施したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追記しなければならないこととする(施行規則第1条関係)。

3 その他

(1) 関係行政機関への通報

ア 警察署長は、2(1)イ、(2)ア及び(3)アの措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする(法第9条関係)。

イ アの通報は、「死亡の日時及び場所」、「警察官が死体を発見し、若しくは発見した旨の通報を受け、又は警察署長が死体に関する法令に基づく届出を受けた日時」、「2(1)イ、(2)ア及び(3)アの措置の結果明らかになった死因」、「通報する必要があると認めた理由」及び「その他参考となるべき事項」について行い、当該通報を行ったときは、通報記録書を作成しなければならないこととする(施行規則第3条関係)。

(2) 死体の引渡し

ア 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならないこととする。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長に引き渡すものとする(法第10条第1項関係)。

イ アの取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする(法第10条第2項関係)。

第3 改正規則の概要

1 領事機関への通報

警察署長は、第2の2(1)アの報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死亡者が外国人であることが判明したときは、遅滞なく、その旨を当該死亡者が死亡の際国籍を有していた国の領事機関に通報するものとする(改正規則第2条関係)。

2 指紋及び掌紋による身元照会

(1) 警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、当該取扱死体に係る死者身元照会依頼書を作成し、警視庁、道府県警察本部又は方

面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）にこれを送付することにより、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）に対し身元照会を行うことを依頼することができることとする（改正規則第3条第1項関係）。

- (2) (1)の依頼を受けた鑑識課長は、当該死者身元照会依頼書に係る電磁的方法による記録を作成し、犯罪鑑識官に対し、当該記録を電磁的方法により送信することにより、身元照会を行うものとする（改正規則第3条第2項関係）。
- (3) (2)の身元照会を受けた犯罪鑑識官は、当該身元照会に係る電磁的方法による記録とその保管する指掌紋記録とを対照し、その結果を当該身元照会をした鑑識課長に回答しなければならないこととする（改正規則第3条第3項関係）。
- (4) (3)の回答を受けた鑑識課長は、当該回答の内容を(1)の依頼をした警察署長に通知しなければならないこととする（改正規則第3条第4項関係）。

3 DNA型記録による身元照会

- (1) 警察署長は、取扱死体の組織の一部（以下「資料」という。）を採取した場合において、当該取扱死体の身元を明らかにする必要があると認めるときは、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に当該資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定を嘱託することができることとする（改正規則第4条第1項関係）。
- (2) (1)の嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、(1)の警察署長から(3)の対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型に係る記録（(3)及び(5)において「死体DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならないこととする（改正規則第4条第2項関係）。
- (3) (2)の送信を受けた犯罪鑑識官は、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならないこととする（改正規則第4条第3項関係）。
- (4) (3)の通知を受けた科学捜査研究所長は、当該通知の内容を(1)の警察署長に通知しなければならないこととする（改正規則第4条第4項関係）。
- (5) 科学捜査研究所長及び犯罪鑑識官は、(2)の送信又は(3)の対照をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならないこととする（改正規則第4条第5項関係）。

4 死体の引渡し

- (1) 警察署長は、取扱死体以外の死体について、当該死体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、当該死体の身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その後の犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内においてその死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該死体を引き渡さなければならないこととする。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長に引き渡すものとする（改正規則第5

条第1項関係)。

- (2) (1)の場合において、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする(改正規則第5条第2項関係)。

5 書面の徴取

第2の3(2)又は第3の4による引渡しを行ったときは、死体及び所持品引取書を徴さなければならないこととする(改正規則第6条関係)。

6 本籍等の不明な死体に係る報告

戸籍法(昭和22年法律第224号)第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとし、同条第2項の規定による報告は、死亡者の本籍等判明報告書により行うものとする(改正規則第7条関係)。

7 母の不明な死産児に係る通知

死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)第9条の規定による通知は、母の不明な死産児に関する通知書により行うものとし、当該通知を行った場合において、死産児の母が明らかになったときは、遅滞なく、同条に規定する市町村長に対し、その旨を通知しなければならないこととする(改正規則第8条関係)。

第4 運用上の留意事項

1 法の規定による措置の的確かつ確実な実施

法制定の趣旨を踏まえ、綿密な現場観察及び死体観察、関係者からの事情聴取、裏付け調査等、死体取扱時における基本調査の更なる徹底に努めること。また、死体の外表からの観察のみでは死因が明らかにならない場合には、法に基づく検査又は解剖の実施を積極的に検討すること。

2 刑事訴訟法との関係

刑事訴訟法第229条に基づく検視は、死体の状況を外表から検査する処分とされており、検視を実施する前に死体を傷付ける措置等を行うべきではないことから、取扱死体の変死体である場合には、同法に基づく検視を実施した後でなければ、法に基づく検査、解剖又は身元を明らかにするための措置を実施することができない点に注意すること。また、法に基づく各種措置は、犯罪捜査の手續が行われる死体以外の死体を主な対象としていることから、これらの措置を実施する過程で犯罪の嫌疑が生じた場合には、刑事訴訟法に則り、速やかに犯罪捜査の手續を開始すること。

3 教養の充実

法の施行に当たっては、現場における死体取扱業務に一次的に対応する警察署の警察官が、法等の趣旨及び内容を理解するとともに、法に基づく措置を適切に実施する能力を身につける必要があることから、専科教養、巡回教養等を実施するなどして、警察署の死体取扱業務従事者の知識及び技能の習得に努めること。

4 医師及び歯科医師との連携

法第4条第3項においては、医師又は歯科医師に対して必要な協力を求めることができることとされており、具体的には、調査への立会い、患者の既往症に関する情報の提供、歯牙の調査等が考えられるほか、法第5条の検査は原則として医師に、

法第8条の身元を明らかにするための措置は原則として医師又は歯科医師に行わせることとされていることから、法の施行に当たっては、医師及び歯科医師の協力を得ることが不可欠である。したがって、法に規定する各種措置を適切に実施できる医師又は歯科医師の協力を確保するとともに、これら医師又は歯科医師との定期的な会合の開催、合同研修会の実施等により連携強化を図ること。

5 附帯決議の趣旨の尊重

法の成立に際し、平成24年6月14日の参議院内閣委員会において附帯決議が付されていることから、この決議の趣旨を十分に尊重して遺族等への対応に当たること。

別添参考

- 1 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)
- 2 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令(平成25年政令第49号)
- 3 国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則(平成25年国家公安委員会規則第3号)
- 4 死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)
- 5 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める告示(平成25年国家公安委員会告示第6号)
- 6 死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十四号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなつた場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もつて市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

(礼意の保持)

第二条 警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意しなければならない。

(遺族等への配慮)

第三条 警察官は、死体の取扱いに当たっては、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならない。

(死体発見時の調査等)

第四条 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

(検査)

第五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断すること）をいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。

2 前項の規定による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3 第一項の場合において、取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、同項の規定による検査を実施することができない。

（解剖）

第六条 警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があるとき、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えられず解剖するの目的がほとんど達せられなければならないことが明らかであるときは、この限りでない。

3 警察署長は、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、第一項の規定による解剖の実施を委託することができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定により解剖を実施する場合について準用する。

第七条 前条第三項の規定により解剖の実施の委託を受けた法人又は機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者であつて、当該解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が、同項に規定する事務によつて得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学的教育若しくは研究のために活用することを妨げるものではない。

（身元を明らかにするための措置）

第八条 警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植込込む方法で用いられる医療機器を抽出するために当該取扱死体を切開することができる。

2 前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3 第五条第三項の規定は、第一項の規定による身元を明らかにするための措置について準用する。

（関係行政機関への通報）

第九条 警察署長は、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになつた死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

（死体の引渡し）

第十条 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになつたときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならない。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ）に引き渡すものとする。

2 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする。

（国家公安委員会規則への委任）

第十一条 第二条から前条までに定めるもののほか、警察が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（準用）

第十二条 第二条から前条までの規定は、海上保安庁が死体を取り扱う場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「警察官」とあるのは「海上保安官又は海上保安官補」と、第四条第一項中「警察署の警察署長」とあるのは「海上保安部長等」（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）と、同条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条並びに第十条中「警察署長」とあるのは「海上保安部長等」と、前条中「警察」とあるのは「海上保安庁」と、「国家公安委員会規則」とあるのは「国土交通省令」と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（人材の育成等）

第十三条 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する警察官、海上保安官、海上保安官補、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、大学における法医学に係る教育及び研究の充実、死体の検案及び解剖並びに死体の科学調査（死因又は身元を明らかにするため死体に対して行う薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断、遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図るものとする。

（財政上の措置）

第十四条 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が円滑に実施されるようにするため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（罰則）

第十五条 第七条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（死体解剖保存法の一部改正）

第二条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第二百二十二条第一項」を「同法第二百二十二条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合

第七条第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「第四号又は第七号」に改める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 小宮山洋子
国土交通大臣 羽田雄一郎

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十九号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令
内閣は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項及び第二項ただし書並びに第八条第二項ただし書（これらの規定を同法第十二条において準用する場合を含む。）、第十二条において読み替えて準用する同法第四条第一項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（取扱死体の死因を明らかにするための検査）

第一条 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認
- 二 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認
- 三 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物（次条において「薬物等」という。）に係る検査
- 四 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査

五 死亡時画像診断

六 前号に掲げるもののほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

（専門的知識及び技能を要しない検査）

第二条 法第五条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、前条第三号に掲げる検査（通常死体を傷つけない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則（法第十二条において準用する場合にあつては、国土交通省令）で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）とする。

（組織の採取の程度が軽微な措置）

第三条 法第八条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、毛髪の抜取りとする。

（管区海上保安本部の事務所）

第四条 法第十二条において読み替えて準用する法第四条第一項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。

（技術的読替え）

第五条 法第十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	国家公安委員会	海上保安庁長官
	都道府県公安委員会	管区海上保安本部長

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。
第二十三条に次の一号を加える。

九 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）の施行に関する事。

3

(国土交通省組織令の一部改正)

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百四十九条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 太田 昭宏

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(規則)

○国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則(国家公安委三)

○死体取扱規則(同四)

(告示)

○警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第六條第三項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を定める件(国家公安委六)

九

四一

規則

○国家公安委員会規則第三号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第一条及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十九号)第二条の規定に基づき、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

(死体調査等記録書の作成)

第一条 警察署長は、法第四条第二項の規定による調査、第五条第一項の規定による検査、第六条第一項の規定による解剖又は第八条第一項の規定による身元を明らかにするための措置(次項において「調査等」という。)のうちいずれかを実施したときは、死体調査等記録書(別記様式第一号)を作成しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により死体調査等記録書を作成した後新たな調査等を実施したとき又は法第十条の規定により死体を引き渡したときは、当該死体調査等記録書に所要の事項を追記しなければならない。

(簡易な器具)

第二条 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令第二条の国家公安委員会規則で定める簡易な器具は、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに同令第一条第三号に規定する薬物等を検出することができる器具とする。

(関係行政機関に対する通報事項)

第三条 法第九条の規定による通報は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 死亡の日時及び場所(不明のときは、推定の日時及び場所)
- 二 警察官が死体を発見し、若しくは発見した旨の通報を受け、又は警察署長が死体に関する法令に基づく届出を受けた日時
- 三 法第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因
- 四 通報する必要があると認められた理由
- 五 その他参考となるべき事項

2 法第九条の規定による通報を行ったときは、通報記録書(別記様式第二号)を作成しなければならない。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別記様式第1号 (第1条関係)

(その1)

死 体 調 査 等 記 録 書	
1 認知の状況 発見者 (住居、職業、氏名及び年齢)	
発見日時	年 月 日 午 時 分
発見場所	
発見時の状況	
届出者 (住居、職業、氏名及び年齢)	
届出日時	年 月 日 午 時 分
届出要旨	
2 死亡者 死亡の日時 (不明のときは、推定) 年 月 日 午 時 分 死亡の場所 (不明のときは、推定)	
本籍 (国籍)、住居、職業、氏名、年齢及び性別 (不詳のときは、人相、体格、推定年齢、特徴、着衣等)	
所持品	

(用紙 日本工業規格 A 4)

(その2)

3 調査 (法第4条第2項)				
調査の日時	年 月 日 午 時 分	から	までの間	
調査の場所				
調査の実施者				
立会医師等の氏名及び勤務先 (又は住居)				
調査の結果 (死体の外表・発見場所の調査、関係者からの聴取、立会医師等の意見等)				
4 検査 (法第5条第1項)				
検査項目	日 時	場 所	実施者	結 果

(用紙 日本工業規格 A 4)

(その 3)

<p>5 解剖 (法第 6 条第 1 項) 解剖の要否 (解剖を要する場合は、その理由 (法医学の専門家等の意見を含む。))</p> <p>遺族に対する説明 説明の日時 年 月 日 午 時 時 分から 分までの間 説明の場所 説明者</p> <p>説明対象者 (住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との続柄)</p> <p>解剖の日時 年 月 日 午 時 時 分から 分までの間 解剖の場所 委託先の法人等 解剖医の氏名 解剖所見</p>
<p>6 死因についての総合判断</p>

(用紙 日本工業規格 A 4)

(その 4)

<p>7 検案 検案医師の氏名及び勤務先 (又は住居) 検案結果</p>	<p>8 身元を明らかにするための措置 (法第 8 条第 1 項) 実施の日時 年 月 日 午 時 分 分 実施の場所 実施者の氏名 (医師等の場合は、氏名及び勤務先 (又は住居)) 措置の内容及び結果</p>	<p>9 引渡し (法第 10 条) 引渡日時 年 月 日 午 時 分 分 引渡実施者 引取者 (住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との続柄) 死因等の説明 (説明内容、説明に対する引取者の申出等)</p>	<p>10 備考</p>
--	---	--	--------------

記載要領 1 不要な欄は、斜線で消すこと。
2 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

通 報 記 録 書

1 通報日時
年 月 日 午 時 分

2 通報実施者

3 通報先

4 通報した内容

(用紙 日本工業規格 A4)

○国家公安委員会規則第四号
 警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)第十三条第一項の規定に基づき、死体取扱規則(昭和三十三年国家公安委員会規則第四号)の全部を改正するこの規則を制定する。
 平成二十五年三月八日
 国家公安委員会委員長 古屋 圭司

死体取扱規則
 (趣旨)

第一条 警察が取り扱う死体に係る通報、引渡しその他行政上の手続については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(領事機関への通報)

第二条 警察署長は、法第四条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体の身元が明らかになつた場合において、当該死亡者が外国人であることが判明したときは、遅滞なく、その旨を当該死亡者が死亡の際国籍を有していた国の領事機関(総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。)に通報するものとする。

(指紋及び掌紋による身元照会)

第三条 警察署長は、取扱死体(法第五条第一項に規定する取扱死体をいう。以下同じ。)の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、当該取扱死体の指紋及び掌紋を押捺し、並びに当該取扱死体に関連する事項を記載した死者身元照会依頼書(別記様式第一号)を作成し、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)にこれを送付することにより、警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「犯罪鑑識官」という。)に対し身元照会を行うことを依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受けた鑑識課長は、当該死者身元照会依頼書に係る電磁的方法による記録を作成し、犯罪鑑識官に対し、当該記録を電磁的方法により送信することにより、身元照会を行うものとする。

3 前項の規定による身元照会を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該身元照会に係る電磁的方法による記録とその保管する指掌紋記録(指掌紋取扱規則(平成九年国家公安委員会規則第十三号)第六条第三項に規定する指掌紋記録をいう。)とを対照し、直ちに、その結果を当該身元照会をした鑑識課長に回答しなければならない。

4 前項の規定による回答を受けた鑑識課長は、直ちに、当該回答の内容を第一項の規定による依頼をした警察署長に通知しなければならない。

(DNA型記録による身元照会)

第四条 警察署長は、取扱死体の組織の一部(以下「資料」という。)を採取した場合において、当該取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長(以下「科学捜査研究所長」という。)に当該資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定(DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。)を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型(DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。)が判明した場合において、前項に規定する警察署長から次項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型に係る記録(次項及び第五項において「死体DNA型記録」という。)を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 前項の規定による送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録(DNA型記録取扱規則第二条第五号の被疑者DNA型記録をいう。)に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

(その 2)

作成番号	警察署 年 第 号		
性別	年齢(推定)		
人相特徴			
死亡又は死体発見日時	年	月	日 午 時 分
死 因	場 所		
	備 考		

286 ミリメートル
200 ミリメートル

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

警察署長 殿 引取者 住居 職業 氏名	年 月 日 年齢 死亡者との続柄	死 亡 者 の 本 籍 (国 籍) 1 死産児の父母の 死 亡 者 の 住 居 2 死産児の父母の 死亡者の氏名、年齢(推定 年齢)及び性別 3 死産児の性別及び妊娠月数 死亡者の人相、体格、特徴等 4 死産児の
次 の 死 体 及 び 所 持 品 を 引 き 取 り ま し た 。		
品 名	数 量	備 考

注意 1 引取者が市区町村長の場合は、その職名及び氏名のみを記載すること。
 2 必要でない事項は、消すこと。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

死 亡 報 告 書

年 月 日

市 区 町 村 長 殿

警 察 署

官 職

㊦

死亡者の本籍が明らかでない(死亡者を認識することができない)死体を
取り扱ったので、戸籍法第 92 条第 1 項の規定により、本籍等不明死体調査書を
添えて報告します。

注意 必要でない事項は、消すこと。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

本 籍 等 不 明 死 体 調 査 書

年 月 日

警 察 署

官 職

㊦

1 発見状況
発見日時 年 月 日 午 時 分
発見場所

発見の状況

2 死亡者
人相、体格、推定年齢、性別、特徴等

着衣及び所持品

3 死亡の原因等
死亡の日時(不明のときは、推定) 年 月 日 午 時 分
死亡の場所(不明のときは、推定)

死因

4 備考

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 5 号 (第 7 条関係)

死亡者の本籍等判明報告書 年 月 日 市区町村長 殿 警察署 官職	
死亡者の本籍が明らかでない(死亡者を認識することができない)ため、貴職に報告した死 体については、次のとおり判明したので、戸籍法第92条第2項の規定により報告します。	
死亡報告年月日 その他死体を 特定すべき 事項	
当該死亡報告に係る死体 判明した事項 本籍(国籍) 墓頭者の氏名 住居 氏名 生年月日 性別	
備考	

注意 必要でない事項は、消すこと。

(用紙 日本工業規格 A 4)

別記様式第 6 号 (第 8 条関係)

母の不明な死産児に関する通知書 年 月 日 市区町村長 殿 警察署 官職
母の不明な死産児に関し、死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第 42号)第9条の規定により、死胎検案書を添えて通知します。

注意 必要でない事項は、消すこと。

(用紙 日本工業規格 A 4)

告 示

○国家公安委員会告示第六号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第三項の規定に基づき、同項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項の国家公安委員会が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第六条第一項の規定による解剖（以下「解剖」という。）を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。
- 二 解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。
- 三 前号に規定する医師によつて解剖が実施されること。
- 四 解剖の実施に関する事務によつて得られた情報が適切に整理保管されること。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

〔平成二十四年六月十四日
参議院内閣委員会〕

死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、死因究明等推進計画における制度改正については、関連法制の見直しを含めた幅広い検討を行うこと。
- 二、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査等の件数、その内容及び結果並びに係行政機関への通報の件数及び当該通報を受けた関係行政機関における措置について求めに
応じて、国会に報告すること。

- 三、遺族等の不安の緩和又は解消に資するよう、警察及び海上保安庁は、死体を引き渡した遺族等に対し死
因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該遺族等から調査等に係る記録等資料を提供する
よう求めがあった場合には、その要請に応えること。

右決議する。